

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
符号	事務所名	符号	事務所名
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
5 0 0 0	名古屋税関（本関）	5 0 0 0	名古屋税関（本関）
<u>5 0 0 1</u>	<u>名古屋税關中部外郵出張所</u>		
5 0 0 2	名古屋税關中出張所	5 0 0 2	名古屋税關中出張所
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
5 0 2 0	中部空港税關支署	5 0 2 0	中部空港税關支署
(削除)	(削除)	<u>5 0 2 1</u>	<u>中部空港税關支署中部外郵出張所</u>
5 0 4 0	豊橋税關支署	5 0 4 0	豊橋税關支署
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)